

# 開業予定の先生方必見！！ 知ってトクする創業支援助成金

先生ご自身のクリニックを開業されることは非常に素晴らしいことですが、開業のためには莫大なお金が必要となり、資金調達に苦労される先生方も多くいらっしゃるかと存じます。

**そんなときには「助成金の活用」をオススメします！！！！**

助成金はいうまでもなく「もらえるお金」なので、返済する必要がありません。ただ、皆がもらえるものではなく、自ら申請しないともらえないものです。もらえるものはきっちり頂いてトクしましょう！！今回は開業する先生方のほとんどが受給対象になるであろう「受給資格者創業支援助成金」をご紹介します。

このような方が  
もらえます！！

雇用保険の受給資格者(ハローワークにおいて受給資格の決定を受けた者に限る)であって次のいずれにも該当する者が自ら創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合。

◎当該雇用保険の受給資格に係る離職日における算定基礎期間が5年以上ある受給資格者。

◎法人等を設立した日の前日において、当該受給資格に係る支給残日数が1日以上ある受給資格者。

**※ご注意→法人等の設立日(個人開業の場合は開業日)の前日までに「法人等設立事前届等」を提出することが必要です。**

支給  
される額

下記の1から3までに掲げる費用(人件費を除きます)及び当該法人等の設立の日から起算して3か月の期間内に支払の発生原因が生じた4から7までに掲げる費用(人件費を除きます)であり、かつ、支払いに係る契約の日(法人等設立事前届等の提出日以後の日に限ります)から第1回目の支給申請時までの間に支払が完了したものの、支給額は当該費用の合計額の1/3に相当する額(その額が200万円を超えるときは200万円)

【助成対象費用】

1. 当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した経営コンサルタント等への相談費用等
2. 当該法人等を設立する前に、創業受給資格者が自ら従事することとなる職務に必要な知識又は技能を習得するための講習または相談に要した費用
3. 1及び2に掲げるもののほか、当該法人等の設立に要した次に掲げる費用
  - ① 法人にあっては、法人の設立の登記の手続きに要した費用
  - ② 許認可手続き費用、事務所改装費用、医療機器等の購入費、労働者の募集・採用等に要した費用等
4. 当該法人等に雇用される労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用
5. 創業受給資格者が自ら従事する職務に必要な知識又は技能を習得するための講習又は相談に要した費用
6. 当該法人等に雇用される労働者の雇用管理の改善に関する事業に要した費用
7. 4から6までに掲げるもののほか、法人等の運営に要した費用

詳しい内容のお問い合わせは

税理士法人イースリーパートナーズ(072-686-5131)まで